

# 総 則

## 1 教育課程改訂の経緯

### (1) 戦後の改訂の経緯

- ・ 昭和 22 年 学習指導要領一般編の補遺として通達（昭和 23 年度から実施）
- ・ 昭和 26 年 学習指導要領一般編（試案）公表（昭和 26 年度から実施）
- ・ 昭和 30 年 改訂（昭和 31 年度から学年進行で実施）
- ・ 昭和 35 年 改訂（昭和 38 年度から学年進行で実施）
- ・ 昭和 45 年 改訂（昭和 48 年度から学年進行で実施）
- ・ 昭和 53 年 改訂（昭和 57 年度から学年進行で実施）
- ・ 平成 元年 改訂（平成 6 年度から学年進行で実施）
- ・ 平成 11 年 改訂（平成 15 年度から学年進行で実施）
- ・ 平成 21 年 改訂（平成 22 年度から総則、総合的な学習の時間、特別活動を実施、平成 24 年度から数学、理科を学年進行で実施、平成 25 年度からすべての教科を学年進行で実施）

### (2) 今回の改訂の経緯

- ① 平成 17 年 2 月文部科学大臣から、21 世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などと併せて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、中央教育審議会に対して要請し、同年 4 月から審議が開始される。
- ② 教育基本法が改正され、平成 18 年 12 月 22 日に公布される。
- ③ 学校教育法が改正され、平成 19 年 6 月 27 日に公布され、平成 19 年 12 月 12 日には学校教育法施行令が公布される。
- ④ 平成 20 年 1 月に中央教育審議会から「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申を行った。

この答申においては、

- ア 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領の改訂
- イ 「生きる力」という理念の共有
- ウ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- エ 思考力・判断力・表現力等の育成
- オ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- カ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- キ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

を基本的な考え方として、各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の改善の方針が示された。

- ⑤ 平成 20 年 3 月 28 日に「幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領」が告示される。
- ⑥ 平成 21 年 3 月 9 日に「高等学校学習指導要領及び特別支援学校の学習指導要領」が告示され、学校教育法施行規則が公布される。

## 2 教育課程改訂の基本方針

(1) 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。

生きる力の理念は、知識基盤社会の時代においてますます重要となっているので、これを継承し、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を重視している。

また、教育基本法改正により、教育の理念として、新たに、公共の精神を尊ぶこと、環境の保全に寄与すること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与することが規定されたことなどを踏まえ、内容の充実を行った。

(2) 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。

各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、知識・技能の活用を図る学習活動を充実すること、さらに総合的な学習の時間などの教科等の枠を超えた横断的・総合的な探究活動の質的な充実を図ることなどにより思考力・判断力・表現力等を育成することとしている。また、これらの学習を通じて、その基盤となるのは言語に関する能力であり、国語科のみならず、各教科等においてその育成を重視している。さらに、学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養い、家庭との連携を図り、学習習慣を確立することを重視している。

(3) 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

道徳教育については、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成することを規定するとともに、公民科や特別活動において、人間としての在り方生き方に関する学習の充実を図っている。また、体育については、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育成することと体力の向上に関する指導の充実を図るとともに、心身の健康の保持増進に関する指導に加え、学校における食育の推進や安全に関する指導を総則に新たに規定するなどの改善を行った。

## 3 高等学校における道徳教育

(1) 道徳教育の目標

総則第1款の2に示された道徳教育の目標は、

- ① 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う
- ② 豊かな心をはぐくむ
- ③ 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る人間を育成する
- ④ 公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努める人間を育成する
- ⑤ 他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する人間を育成する
- ⑥ 未来を拓く主体性のある日本人を育成する
- ⑦ 道徳性を養う

であり、これらの目標を達成するため、学校における教育活動全体を通じて、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて適切に指導を行うものとされている。

(2) 道徳教育を進めるに当たっての配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、各学校で道徳教育の指導計画を作成し、生徒の内面に根ざした道徳性を養うこととのかかわりにおいて道徳的実践力を高めるよう配慮して指導することが大切である。

#### 4 移行措置（平成 21 年 3 月 9 日 文部科学省告示第 38 号）

##### （1）平成 22 年度から実施

総則（各教科・科目及び標準単位数及び必履修教科・科目に関する規定を除く）、総合的な学習の時間、特別活動については、平成 22 年度から新学習指導要領の規定を先行実施。

##### （2）平成 24 年度入学生から年次進行で実施

数学、理科及び理数については、平成 24 年度入学生から実施。（平成 24 年度入学生は、中学校 3 年間、新中学校学習指導要領に準じた指導を移行措置として受けているため）

##### （3）平成 25 年度入学生から年次進行で実施

国語、地理歴史、公民、外国語、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、家庭（専門）、看護、情報（専門）、理数、英語（「（4）その他の教科」以外）

##### （4）その他の教科

###### ① 福祉

新しい介護福祉士養成課程に対応するため、学校の判断により、平成 21 年度から新学習指導要領によることも可能。

###### ② 保健体育、芸術、体育、音楽、美術

学校の判断により、平成 22 年度から新学習指導要領によることも可能。

##### （5）移行措置に係る主な留意事項（平成 21 年 3 月 9 日 事務次官通知）

###### ① 一般的な留意事項

移行期間中に新学習指導要領の規定に基づき指導が行われる内容については、新学習指導要領の規定により適切な指導が行われるようにすること。

###### ② 平成 21 年度以降に入学した生徒に係る「福祉科」の移行措置の留意事項

平成 24 年度に予定される介護福祉士の受験資格要件の変更に対応したものであることを踏まえ、生徒の進路等に応じて適切な履修が可能となるよう配慮すること。

###### ③ 平成 22 年度からの「総合的な学習の時間」の移行措置の留意事項

総合的な学習の時間の単位数について、特に必要がある場合には 2 単位とすることができるが、これは、今回の改訂では各教科・科目において知識・技能の活用を図る学習活動の充実が図られることを踏まえ、各学校の教育課程の中で知識・技能の活用を図る学習活動や探究的な学習活動等の充実が十分に図られている場合など、総合的な学習の時間を標準単位数で実施したときと同様にその目標が達成できると見込まれる場合に限って認められるものであることに留意すること。

###### ④ その他

中学校を卒業する年度により、中学校での学習内容に違いがあることを踏まえ、高等学校に入学する生徒が中学校の各学年で履修した各教科の内容を踏まえた適切な指導が行われるよう、指導計画等の作成に当たって十分配慮すること。

## 5 新学習指導要領のポイント

項目	改 訂	従 前
卒業までに履修修得させる各教科・科目の単位数	履修：74 単位以上（第1章第2款1） 修得：74 単位以上（第1章第6款2） * 履修には総合的な学習の時間の単位数を含む	履修：74 単位以上 修得：74 単位以上 * 履修には総合的な学習の時間の単位数を含む
必履修教科・科目の単位数	10 教科、35 単位以上 （減単位が認められた場合 31 単位以上） * 専門学科においては、専門教科・科目による代替可（第1章第3款1）	10 教科、31 単位以上 * 専門学科においては、専門教科・科目による代替可
専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教育に関する教科・科目の単位数	25 単位以上 * 5 単位まで普通教科・科目による代替可。 （商業に関する学科においては、外国語に属する科目を5 単位まで含めることが可） （第1章第3款2（1））	25 単位以上 * 5 単位まで普通教科・科目による代替可。 （商業に関する学科においては、外国語に属する科目を5 単位まで含めることが可）
職業教育を主とする専門学科における原則履修科目	農業：農業と環境、課題研究 工業：工業技術基礎、課題研究 商業：ビジネス基礎、課題研究 水産：水産海洋基礎、課題研究 家庭：生活産業基礎、課題研究 看護：基礎看護、看護臨地実習 情報：情報産業と社会、課題研究 福祉：社会福祉基礎、介護総合演習 （第3章第3款1（1））	農業：農業科学基礎又は環境科学基礎、課題研究 工業：工業技術基礎、課題研究 商業：ビジネス基礎、課題研究 水産：水産基礎、課題研究 家庭：生活産業基礎、課題研究 看護：基礎看護、看護臨床実習 情報：情報産業と社会、課題研究 福祉：社会福祉基礎、社会福祉演習
全日制の課程の週当たりの授業時数	30 単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、増加も可。 （第1章第4款2） * 定時制については、学校が適切に定める。単位制による全日制については制限なし。	30 単位時間を標準とする。 * 定時制については、学校が適切に定める。単位制による全日制については制限なし。

項目	改 訂	従 前
年間授業週数	<p>年間 35 週を標準とする。</p> <p>必要がある場合には、特定の学期又は期間（長期休業中に授業日を設定する場合を含む）に実施可。（第 1 章第 4 款 1）</p> <p>* 定時制については、学校が適切に定める。</p>	<p>年間 35 週を標準とする。</p> <p>必要がある場合には、特定の学期又は期間に行うことができる。</p> <p>* 定時制については、学校が適切に定める。</p>
授業の 1 単位時間	<p>学校において、各教科・科目の授業時数を確保しつつ、適切に定める。</p> <p>* 10 分間程度の短い時間を単位として、特定の教科・科目の指導を計画的かつ継続的に行う場合、その時間を授業時数に含めることも可。</p> <p>（第 1 章第 4 款 7）</p>	<p>各学校において、各教科・科目の授業時数を確保しつつ、適切に定める。</p>
総合的な学習の時間	<p>必履修としての扱い（3～6 単位を標準）とし、各学校において適切に配当する。（第 1 章第 2 款 1、第 3 款 1（2））</p> <p>総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事の各行事と同様の成果が期待できる場合、代替可能。</p> <p>（第 1 章第 4 款 8）</p>	<p>すべての学校で教育課程上必置卒業までに 105～210 単位時間を標準とし、各学校において適切に配当する。</p>
代 替	<p>総合的な学習の時間</p> <hr/> <p>（職業教育を主とする専門学科において）</p> <p>総合的な学習 ↔ 「課題研究」 「看護臨床実習」 「介護総合演習」 の時間</p> <p>* 同様の成果が期待できる場合においては、履修の一部又は全部に代替可能。</p> <p>（第 1 章第 3 款 2（3））</p>	<p>総合的な学習の時間</p> <hr/> <p>（職業教育を主とする専門学科において）</p> <p>総合的な学習 ↔ 「課題研究」 「看護臨床実習」 「社会福祉演習」 の時間</p> <p>* 同様の成果が期待できる場合においては、履修の一部又は全部に代替可能。</p>
	<p>その他</p> <hr/> <p>専門学科においては、教科・科目の履修によって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に代替可能。（第 1 章第 3 款 2（2））</p> <p>例：工業に関する学科で、「工業数理基礎」を「数学 I」に、看護に関する学科で「基礎看護」や「人体と看護」等を「保健」に代替。</p>	<p>その他</p> <hr/> <p>専門教育に関する各教科・科目の履修によって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に代替可能。</p>

項目	改訂	従前
義務教育段階での学習内容の確実な定着	<p>学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。</p> <p>ア 確実な定着を図るための学習機会を設ける。</p> <p>イ 確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当する。</p> <p>ウ 確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に必履修教科・科目を履修させる。</p> <p>(第1章第5款3(3))</p>	<p>学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当することが可能。</p>
道徳教育	<p>目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、全体計画を作成し、学校の教育活動全体を通じて行う。</p> <p>(第1章第5款3(4))</p>	/
キャリア教育	<p>学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設ける。</p> <p>(第1章第5款4(3))</p>	/
特別活動	<p>ホームルーム活動(全日制は年間35単位時間以上、定時制は特別の事情がある場合には減又は内容の一部を行わないことが可能)、生徒会活動及び学校行事(適切な授業時数)</p> <p>(第1章第4款4～6)</p> <p>* 通信制は卒業までに30単位時間以上、特別の事情がある場合にはホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことが可能。</p> <p>(第1章第7款5)</p>	<p>ホームルーム活動(全日制は年間35単位時間以上、定時制は特別の事情がある場合には減可能)、生徒会活動、学校行事(適切な授業時数)</p>

項目	改訂	従前
部活動	<p>生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。</p> <p>(第1章第5款5 (13))</p>	/
<p>教育課程の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成24年度入学生用：数学、理科、理数及び総合的な学習の時間は新学習指導要領に、その他は現行の学習指導要領に従って編成。</li> <li>○ 平成25年度入学生用：すべて新学習指導要領に従って編成。</li> </ul>		

## 6 教育課程編成上の留意点

### 問1 教育課程編成に際して、根拠となる法規、法令等にはどのようなものがあるか。

高等学校の教育課程は、関連する法制に従い、各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間についてそれらの目標を達成するように、教育の内容を学年に応じ授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であるといえる。

この場合、教育計画には学校全体の大枠的な計画もあれば、各学年や教科・科目としての計画、年間や学期の計画など具体的な指導計画を含めて考えることが適切である。

学校教育法では、高等学校の目的（第50条）及び高等学校教育の目標（第51条）が定められ、高等学校の学科及び教育課程に関する事項、即ち、教育課程の基準を設置する権限は文部科学大臣に与えられている（第52条）。

これらの規定に基づき、学校教育法施行規則では高等学校の教育課程に関して、教育課程の編成（第83条）、各教科に属する科目（別表第3）及び卒業に必要な修得単位数（第96条）等が定められているほか、高等学校の教育課程については、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によらなければならないこと（第84条）の規定がある。

学習指導要領は、学校教育が公の性質を持ち、教育の機会均等を確保する必要から国の基準として設定されるものであるが、その定め方は大綱的で、弾力的なものとなっている。これは、教育課程の編成が学校や生徒の実態を十分考慮して行わなければならないことによる。

教育課程は、各学校で編成することとされており（学習指導要領総則第1款の1）、その編成の責任は校長にあると定められている（学校教育法第37条第4項、第62条）。

また、公立学校にあっては、教育委員会は所管の学校の教育課程について権限を有しており（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第5項、第33条第1項）、教育課程の編成について基準を設定し、教育課程へ学習指導などに関して必要な指導、助言または援助を与えるものとされている（第48条）。

高知県教育委員会では、「高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則」及び「県立高等学校における主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数の定め」を定めており、各学校はこれらの法令・規則等に従って教育課程を編成し、県教育委員会の承認を得る必要がある。

## 問2 教育課程を編成する際、必修科目をどのように扱えばよいか。

今回の改訂では、高校生に最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するという必修教科・科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための採用や生徒の選択の幅の拡大（多様性）とのバランスに配慮し、各必修教科・科目の単位数を原則として改訂前よりも増加させないこととした。これにより必修教科は従前と同様に10教科となっている。

これを踏まえ、学習の基盤である国語、数学及び外国語の各教科の必修科目については、選択的な履修を認めるのではなく、すべての高校生が共通に履修する共通必修科目を設けることで、高等学校の教育課程の共通性を高めることとした。具体的には、「国語総合」、「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」を共通必修科目として設けている。ただし、生徒や学校の実態が多様であることを踏まえ、各共通必修科目について2単位まで単位を減じて指導することを可能としている。国語、数学及び外国語以外の各教科における必修科目の設定に当たっては、生徒の実態に応じた一層適切な教育課程が編成できるよう、保健体育科を除き、各教科において標準単位数2単位の科目を含めた複数の科目の中から選択履修が可能とされている。これにより、必修教科・科目の最低合計単位数は、従前と同様に各課程、各学科とも一律に31単位（減単位を行った場合）となっている。

なお、必修科目の設定に当たっての留意点は次のとおりである。

- (1) 理科については、4領域それぞれの基礎を付した科目から3科目を履修する場合は、複数の領域にまたがる総合的な科目の履修は不要とした。
- (2) 外国語については、英語に関する科目以外の科目は示さず、英語に関する科目に準じて学校設定科目として開設できることとした。
- (3) 外国語において、英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、標準単位数を3単位とした。この場合においても、特に必要がある場合は、2単位まで単位を減ずることは可能と解される。
- (4) 必修科目の履修年次は、従前同様定められていないが、必修科目が「Ⅰ」を付されている場合など、それぞれの教科の基礎的・基本的内容を中心とする総合的、広領域的な科目である場合は、教科の系統性に配慮し、履修年次を低学年にするなど、適切に定める必要がある。

なお、必修科目を年次をまたがって分割履修させることは差し支えない。

## 問3 国語、数学、外国語の必修科目について、特に必要がある場合には、標準単位数よりも少ない単位を配当すること（減単）ができるのは、どのような場合か。

国語、数学、外国語の必修科目について、標準単位数よりも少ない単位数を配当することが認められるのは、特に必修教科・科目に加え専門教科・科目を履修しなければならない専門学科において多様な選択履修を可能とする必要がある場合などを主として想定している。

また、専門学科以外の学科においても、生徒の能力・適性、進路等の実態を踏まえ、教育的な配慮に基づいた判断として、例えば、生徒の実態等を踏まえ、単位数を少なくして配当しても当該科目の目標の実現が可能であると判断できる場合には、必修教科・科目について、標準単位数よりも少ない単位数を配当することを認める。

ただし、減単を行う場合も、当該科目の目標を実現できる範囲で行うことが前提となる。

したがって、例えば、「国語総合」では、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕のすべてを取り扱うことが必要である。また、内容の取扱いに示す「話すこと・聞くこと」及び「書くこと」の授業時数の目安については減じる



単位数に応じた時数を配当することなどについての配慮も必要である。

具体的には、

- (1) 学校設定科目をおくことで、必修科目の内容の一部を前もって履修させる
  - (2) 数学基礎をおき、数学Ⅰの1単位分と中学校の内容の復習を合わせて行う
  - (3) 国語入門をおき、中学校の内容の定着と「話す・聞く」について併せて学習する
- などの指導上の工夫が必要であり、単に減単することではない。

このように、当該教科・科目の目標を実現できる範囲で行う必要があるという基本的な考え方は、共通必修科目のみならず、標準単位数を示しているその他の必修教科・科目や必修以外の各教科・科目についても同じであるが、具体的に何単位を減じるかについては、各教科・科目の特性を踏まえ、慎重な判断が必要である。

なお、国語、数学、外国語の各教科については、現在、選択必修科目のうち2単位科目を必修科目として設定して教育課程が編成されているような場合には、総則第3款の1(1)の減単を認めるただし書きの規定を活用することは考えられる。

**問4 必修教科・科目や必修以外の教科・科目を標準単位数より多い単位数を配当したり、少ない単位数を配当したりする場合の留意点は何か。**

標準単位数の制度は、総則第2款の2に示された単位数を標準として一定の幅の範囲内で単位数を配当することができるものである。これにより、各学校においては、実態に応じた適切な単位数を設定し、特色をもたせた教育課程を編成することができる。

各教科・科目の内容は、それぞれの目標に応じて標準単位数に見合うものとして定められているため、通常の場合、標準単位数によって授業を行えば、内容は全体に無理なく指導できるようになっている。

(1) 標準単位数を上回る単位数を配当する場合

- ① 基礎的な知識を十分身に付けさせるための時間に充当する場合
- ② 理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当する場合
- ③ 特定の技術・技能等を反復・習熟させるための時間に充当する場合

が、増加単位分を充当して行うのが適当と認められる場合である。

このことを踏まえ、普通科目についてその上限は県立高等学校にあっては、標準単位数の1.5倍を原則とし、生徒の実態等、特別の理由がある場合に限り標準単位数の2倍まで可能とするものとする。

なお、学校によっては、増加単位数を含めてすべての生徒に履修させることも、あるいは増加単位を一部の生徒に履修させることもあり得る。

(2) 標準単位数より少ない単位数を配当する場合

必修科目については原則として認められないが、選択科目については、生徒の実態から標準単位数による授業時数より少ない時数でその科目の内容の習得や目標の達成が可能であると判断できる場合には、標準単位数が3又は4単位のものは1単位減ずることができるものとするが、その場合、履修に無理のないように配慮することが必要である。

また、標準単位数が2単位のものの一部単位減は認められない。

**問5 総合的な学習の時間についての留意点は何か。**

今回の改訂において、第1章総則第3款の1の(2)の但し書きとして、「特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる」ことを明示した。

これは、総合的な学習の時間の目標の実現のためには、卒業までに履修する単位数として3～6単位の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われることにより、総合的な学習の時間の単位数を2単位としても総合的な学習の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な学習の時間の単位数を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限って、総合的な学習の時間の単位数を2単位とすることができるという趣旨である。例えば、学校設定教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われる場合、又は他の教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われる場合など、2単位とすることができるのは限定的であることに十分注意しなければならない。

理数科の「課題研究」といった科目において、このような学習が十分に行われる場合は、このようなケースに該当するものと考えられる。

なお、総合学科において「産業社会と人間」を履修していることをもって、総合的な学習の時間について2単位とするということは、県立高等学校においては認められない。

総合的な学習の時間の単位数については、各学校で十分に検討した上で配当するとともに、教育課程における総合的な学習の時間の位置付けを明確にすることが必要である。特に標準単位数を減ずる場合においては、その理由について、説明責任が果たせるよう、教職員の共通理解を図るとともに、同じ程度の成果が期待できる学習活動が十分に確保されることについて、具体的に示すことなどが求められる。

**問6 1単位時間の弾力的運用を行う際の留意点は何か。**

従前と同様に、50分を標準とし、各教科・科目の授業の1単位時間は、授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目の特質を考慮して、各学校において定めることが可能とした。

授業の1単位時間、即ち日常の授業の1時間を何分にするかについては、生徒の学習に対する集中力や持続力、指導内容のまとまり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度の時間が最も効果を上げ得るかという観点から考える必要がある。

例えば、実験・実習を伴う授業を75分で行ったり、毎日継続して学習することが必要な科目は30分で行ったり、例えば100分授業や25分授業などについても、生徒の実態に応じて設定ができるようになった。

もちろん、第2款の1にあるように、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することが標準とされており、この考えは従前と変わらないため、1単位時間を変更する場合には特に授業時数の確保に留意する必要があることはいうまでもない。

**問7 10分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合について、留意すべき点は何か。**

10分間程度の短い時間を単位として指導を行う際には、当該各教科・科目や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。このため、既に学習した内容の確実な定着を図るための繰り返し学習などであれば、10分間程度の時間における指導になじみうるものと考えられるが、それまでに生徒が学習したことのないような内容を10分間程度の短い時間に指

導することは通常は想定し難い。

また、特別活動のホームルームの時間や総合的な学習の時間などについても、通常は10分間程度の短い時間を単位として指導を行うということは想定し難い。

総則第4款の7のなお書きの規定は、「当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う」必要があるとされており、当該10分間程度の時間での指導の成果を活用するためには、ある程度まとまった時間において当該成果を踏まえた指導をすることが通常考えられる。例えば、10分間程度の時間の活用を各教科・科目の授業時数の一部として設定し、その成果を活用する授業時間を確保したり、10分間程度の時間を単位として義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る学習活動を行う場合、その内容を基礎としている各教科・科目の指導との密接な連携を図ったりすることが考えられる。また、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る学習活動であっても10分間程度の時間の指導のみではその内容の定着が十分に図れない生徒がいる場合などには、上記のようなある程度まとまった授業時間において対応することのほか、当該教科の担当教員が補充的な指導を十分に行うといった工夫をすることも考えられる。

なお、10分間程度の短い時間を単位として教育課程上に位置付ける場合には、県教育委員会の承認を得る必要がある。

**問8 全日制における週当たりの授業時数は30単位時間が標準とされているが、弾力的な運用をする際の留意点は何か。**

従前と同様に、30単位時間を標準とすることとしている。「標準」ということは、各学校においてそれを踏まえつつ、教育的な配慮に基づき、学校や生徒の実態に応じた授業時間を定めることができるよう弾力的な定め方をしているものである。

さらに、今回の改訂では、各学校や生徒の実態等に応じて、各教科・科目において基礎的・基本的な知識・技能の定着や知識・技能を活用する学習活動を行う上で必要な授業時数を確保する必要がある場合は、30単位時間を超えて授業を行うことが可能であることを明確にしている。

また、学年による教育課程の区分を設けない単位制による課程について30単位時間を超えることは、従前と同様である。単位制による課程においては、授業の実施形態や履修形態が多様であり生徒が多様な選択科目の中から選択履修することを前提とする特質に応じ、1日6単位時間を上回って多くの科目を開設し、自由な選択を可能とすることなどが考えられることによる。

なお、定時制の課程においては、従前と同じく、生徒の勤労や生活の状況などに即応し、負担過重になることを避け、実質的効果を上げられるよう、適切に配当するものとしている。

**問9 学校設定教科・科目を置く場合の留意点は何か。**

従前と同様に、地域、学校及び生徒の実態や学科の特色に応じ、各学校が創意工夫を生かし特色ある教育課程を編成することができるよう「学校設定教科・科目」として各学校で定めるとされたもので、有効に活用することが期待されているものである。

設置に当たっては、「高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮」しつつ、目標や内容、単位数、指導内容、指導方法、評価法などを十分検討した上で、県教育委員会と十分協議し、届け出なければならない（平成11年6月29日付け11教学第722号で通知）。

さらに、教科・科目である以上、年間の指導計画の作成や教科書が必要となる。教科書につ

いては、目標や内容に沿って各学校で作成する場合と、市販されている書籍を活用する場合が考えられるが、いずれの場合も、県教育委員会に提出する必要がある。

また、この「学校設定教科・科目」は、普通科においてはあわせて20単位までを卒業に必要な単位数に含めることができるが、専門教育を主とする学科及び総合学科については上限は定められていない。

**問10 義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るために、学校設定教科・科目を設定する場合の留意点は何か。**

今回の改訂では、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることだけを目的とする学校設定教科・科目も開設することが可能となっている。

高等学校を卒業するまでにすべての生徒が必修教科・科目の内容を学習する必要があるが、その内容を十分に理解するためには、義務教育段階の学習内容が定着していることが必要である。それが不十分であることにより必修教科・科目の内容が理解できないということのないよう、必修教科・科目を履修する際又は履修する前などに義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることをねらいとしている。

したがって、学校設定教科・科目を設定する際には、当該科目を含めた各教科・科目の体系性・系統性等を十分踏まえることが必要である。

また、学校設定科目を必修教科・科目と並行履修することについては、学習指導要領は特段の制約がないため可能であるが、当該必修教科・科目の単位数を増やした上で、適宜義務教育段階の学習を取り入れる方が、より柔軟に指導することを可能にすると思われる。

また、義務教育段階の学習内容の定着が不十分である場合などは、その定着を図った上で、高等学校の必修教科・科目の履修をすることが指導の効果が高いケースも多いと考えられることから、教育課程の編成上の都合だけからではなく、生徒の学習効果等を踏まえて適切な教育課程を編成することが必要である。

**問11 教育課程の実施に当たって配慮すべき事項において、生徒の言語活動の充実が今回特に取り上げられているが、どう考えればよいか。**

今回の改訂では、基礎的・基本的な知識・技能を習得する学習活動、これらの活用を図る学習活動及び総合的な学習の時間を中心とした探究活動といった学習の流れを重視し、基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用して課題を解決するための必要な思考力・判断力・表現力等の育成をバランスよく図ることとしている。

各教科等を通じ基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動や言語活動の充実を図っている。また、言語に関する能力を向上させ、言語に対する意識や関心を高め理解を深めることは、各教科等における指導だけでなく学校生活全体において配慮することが大切である。

生徒の言語活動がより適正に行われるようにするためには、学校生活全体における言語環境を十分に整えておくことが大切である。学校生活全体における言語環境の整備としては、

- ① 教師は正しい言語で話し、黒板などに正確に丁寧な文字を書くこと。
- ② 校内の掲示板やポスター、生徒に配布する印刷物において用語や文字を適正に使用すること。
- ③ 校内放送において、適切な言葉を使って生徒、生徒相互の話し言葉が適切に使用されるよう配慮すること。
- ④ 生徒が集団の中で安心して話ができるような教師と生徒、生徒相互の好ましい人間関係を築くこと。

などに配慮する必要がある。

**問 12 学年をまたがって分割履修させた場合、単位認定に当たっての配慮事項は何か。**

今回の改訂では、1科目又は総合的な学習の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とし、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができることとしている。(第6款の1)

この場合、分割する単位数にもよるが、それぞれの年次では一部の単位数を修得したにすぎず当該科目の修得とはならない。もちろん、一部修得の場合も修得した単位数は卒業に必要な単位数に含めることができる。

なお、今回の改訂においては、単位認定を各年次ごとに行うことを「原則とする」とした趣旨は、例えば、特定の年度における授業時数は1単位(35単位時間)に満たないが、次年度に連続して同一の科目を設定するような場合などにおいて、2以上の年次にわたる授業時数を合算して次年度(後年度)において、単位の認定を行うことも可能とした。

具体例としては、総合的な学習の時間について1年次に50単位時間、2年次に35単位時間、3年次に20単位時間を配当するようなケースが考えられる。

なお、このように複数の年次にわたって学習活動を行う場合には、十分な見通しをもった適切な指導計画のもとで履修させた上で、その成果を適切に評価する必要がある。

**問 13 ホームルーム活動の授業時数はどのように扱えばよいか。**

第4款の1に「全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には各教科・科目の授業を特定の学期又は期間に行うことできる」と規定されている。また、第4款の4には「ホームルーム活動の授業時数については原則として年間35単位時間以上とするものとする」とある。

ホームルーム活動は、ホームルームや学校生活への適応、好ましい人間関係の形成、健全な生活態度の育成に資する活動であり、高等学校における道德教育の中核的な役割を果たすことから、その授業は、特定の期間に集中して実施することはできない。したがって、ホームルーム活動の授業時数は「年間35単位時間以上」とあることから、各教科・科目と同じようにいわゆる授業時間割の中に配当し、各年次ごと毎週行うように計画されなければならない。

また、第4款の7に示されているように、特別活動の授業の1単位時間についても教科・科目と同様弾力的な運用が可能であるが、年間の合計として、35単位時間以上の授業時数を確保する必要がある。

定時制の課程においては、生徒の勤務の実態や交通事情など特別の事情がある場合を除き、全日制同様、授業時間割の中に位置付け、毎週行うこととなっている。

通信制については、卒業までにホームルーム活動を含めた特別活動を、30単位時間以上指導するものとされている。

**問 14 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替とはどのような場合か。**

今回の改訂では、第4款の8において、「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」と規定している。

なお、この規定は、総合的な学習の時間においてその趣旨を踏まえると同時に、特別活動の趣旨

をも踏まえ、体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではない。

また、総合的な学習の時間において体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替を認めるものではなく、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成といった特別活動の趣旨を踏まえる必要がある。このほか、特定の教科・科目の知識・技能の習得を図る学習活動や体育祭のような特別活動の健康安全・体育的行事の準備などを総合的な学習の時間に行うことは、その趣旨になじまない。

**問 15 専門教育を主とする学科において、普通科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置及び、専門教科・科目の履修による必履修科目の代替は、具体的にどのような場合に可能か。**

専門教育を主とする学科においては、専門教育に関する各教科・科目を 25 単位以上履修する必要があるため、選択科目に配当する時間が制約される場合が多い。そこで、専門教育を主とする学科においては、弾力的な教育課程の編成ができるよう、第 3 款の 2 において、代替措置をとることができることとしている。

(1) 普通科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置

普通科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置は、商業に関する学科については、外国語に関する科目について 5 単位を限度として認める。

また、商業以外の専門学科では、各学科の特色に従い、多様な職業教育の要求にこたえるために、普通科目の履修が専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、5 単位を限度としてその普通科目を専門教科・科目の履修として認めることができる。

したがって、生徒の多様な実態や進路希望等に応じて専門科目を 3 年間で 20 単位履修させる他は普通科目を履修させるという弾力的な教育課程を編成することが可能になる。

(2) 専門教科・科目による必履修科目の代替措置

専門教科・科目を履修することによって、必履修科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、専門教科・科目の履修をもって、必履修科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

これは、各教科・科目間の指導内容の重複を避け、教育内容の精選を図ろうとするものであり、実施に当たっては、専門教科・科目と必履修科目相互の内容や目標について、又は代替の範囲などについて十分な検討を行うことが必要となる。例えば、職業学科では各教科の情報に関する科目の履修により「社会と情報」又は「情報の科学」のいずれかに代替することや、家庭に関する学科で「公衆衛生」を「保健」に、工業に関する学科で「デザイン技術」等を「工芸 I」に、「工業数理基礎」を「数学 I」に、看護に関する学科で「基礎看護」や「人体と看護」を「保健」に代替することなどが考えられる。

**問 16 総合学科における各教科・科目等の履修はどのようになっているか。**

総合学科における各教科・科目の履修については、従前、平成 5 年 3 月の文部省初等中等教育局長通知に従って行われてきた。

今回の改訂では、従前と同様に、総合学科の教育課程編成の基準が次のとおり示された。

(1) 原則履修科目は、「産業社会と人間」 1 科目とする。

(2) 「産業社会と人間」については、学校設定教科に関する科目としての取扱いとし、すべての生徒に原則として入学年次に標準単位数を 2～4 単位として履修させることとした。

- (3) 「産業社会と人間」の指導事項として次の3点を示した。
- ① 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成
  - ② 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
  - ③ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成
- (4) 単位制による課程とすることを原則とした。
- (5) 「産業社会と人間」及び専門教育に関する各教科・科目を合わせて25単位以上設けることとした。
- (6) 生徒の主体的な選択を重視する観点から、生徒にある程度のまとまりのある学習を可能とし、自己の進路希望に沿った科目選択ができるようにするため、体系性や専門性において相互に関連する教科・科目で構成される科目群（総合選択科目群、いわゆる系列）を複数開設するとともに、必要に応じ、系列の性格とは異なる科目（自由選択科目）を設けて、生徒が自由に選択履修できるようにすることとした。

なお、「産業社会と人間」は、学校設定教科に関する科目であり、総合学科以外の学科でも設置することができる。その際には、生徒が自己の進路希望に応じ主体的に各教科・科目の選択ができるように、就業体験や見学等の体験的な学習、調査・研究や発表・討論など生徒の主体的な活動を重視した学習方法を積極的に取り入れる必要がある。

#### 問 17 学習の遅れがちな生徒の指導についての配慮とはどのようなものか。

学習の遅れがちな生徒の指導に当たっては、一人一人に即した適切な指導をするため、学習内容の習熟の程度を的確に把握することと、学習の遅れがちな原因がどこにあるのか、その傾向はどの教科・科目において著しいのかなどの実態を十分に把握することが必要であり、学習習熟度別指導や個別指導などの工夫が望まれる。

#### 問 18 障害のある生徒などの指導についての配慮とはどのようなものか。

障害のある生徒などに対しては、一人一人の能力や適性等の伸長を図るため、その実態に即して、各教科・科目等の選択やその内容の取扱いなどに必要な配慮を加え、個々の生徒の実態に即した指導内容・指導方法を検討し、適切な指導を行う必要がある。

今回の改訂では、障害のある生徒の指導に当たっては、特別支援学校等の助言又は支援を活用すること、個々の生徒の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことなどが新たに加わった。

障害のある生徒を指導するに当たっては、生徒の障害の種類と程度等を家庭、専門医等との連絡を密にしながら的確に把握した上で、個々の生徒の実態に即した指導内容を検討し、それぞれに応じた指導内容・方法の工夫を進め、個別に配慮しながらの適切な指導が必要となる。

さらに、担任教師だけが指導に当たるのではなく、校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名するなど学校全体の支援体制を整備するとともに、特別支援学校等に対し助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

また、教職員の理解の在り方や指導の姿勢が生徒に大きく影響することから、学校やホームルーム内における人間関係づくりに努めることが大切となる。

**問 19 各学年の課程の修了・進級及び卒業の認定の各基準はどのようになっているか。**

学年制をとる場合においては、各学年の課程の修了の認定を行うこととされている（学校教育法施行規則第 57 条、第 104 条）。しかし、高等学校においては、単位制が併用されていることも考慮し各学年の課程の修了の認定を弾力的に行うよう配慮することを求めているものである（第 6 款の 3）。あまりに厳格すぎる学年制の運用は、多様化している生徒の実態を踏まえ、生徒一人一人の個人差に応じ、しかもその個性の伸長を図るという観点からみて、必ずしも適当であるとはいえない。

各学校で教育課程を編成するに当たっては、必履修科目を含め、生徒や学校の実態に応じて学年又は卒業までに履修させる教科・科目及びその単位数を定めることになる。第 6 款の 2 では卒業までに修得させる単位数は 74 単位以上とされているが、これは最低必要要件を定めたもので 74 単位を上回る単位数を学校が定めることを制限するものではない。

また、普通科においては、学校設定科目及び学校設定教科に関する科目を履修し、修得した場合、その単位数を合わせて、20 単位まで卒業に必要な単位数に含めることができることとしている。専門学科及び総合学科についてはこのような制限は設けられていない。

校長は、学校があらかじめ定めた卒業までに修得すべき単位数を修得した者で、特別活動を履修しその成果がその目標からみて満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定する。学校で卒業を認めるに当たっては、生徒の平素の成績を評価して、これを定めなければならない（学校教育法施行規則第 57 条、第 104 条）。

また、高等学校在学中に単位の修得を認定された各教科・科目については、原則としてそれを再び履修し修得する必要はなく、修得した単位は、全日制、定時制及び通信制の各課程の相互間に共通して有効であり、転学や転籍、編入学の際には修得した単位数に応じて、相当学年に転編入学することができる（学校教育法施行規則第 92 条第 2 項）。

なお、県立高等学校にあっては、「高知県立高等学校教育課程実施規則」で、履修単位数、卒業に必要な単位数が定められており、「高知県立高等学校学則」で、単位の認定、学年の課程修了、卒業及び全課程の修了に関して定められている。

**問 20 学校外の学修にはどのようなものがあるか。また、運用上の留意点は何か。**

生徒の多様な学習ニーズに応え、生涯にわたる学習の基礎を培う観点から、生徒の学校外における体験的な活動や自らの在り方・生き方を考えて努力した結果を積極的に評価するため、次の学校外における学修について、高等学校の単位として認定が可能となっている。

- ① 海外留学に係る単位認定(学校教育法施行規則第 93 条)
  - ② 学校間連携による単位認定(学校教育法施行規則第 97 条)
  - ③ 大学、高等専門学校、又は専修学校等における学修の単位認定(学校教育法施行規則第 98 条第 1 号)
  - ④ 技能審査の成果の単位認定(学校教育法施行規則第 98 条第 2 号)
  - ⑤ ボランティア活動等の単位認定(学校教育法施行規則第 98 条第 3 号)
  - ⑥ 高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定(学校教育法施行規則第 100 条第 1 号)
  - ⑦ 別科の科目の単位認定(学校教育法施行規則第 100 条第 2 号)
  - ⑧ 定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定(学校教育法第 55 条)
  - ⑨ 定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定(高等学校通信教育規程第 12 条)
- ①については、外国の高等学校（正規の後期中等教育機関）への留学の場合のみ、30 単位を上限



として認定される。②～⑤については、合わせて 36 単位を卒業に必要な単位数に加えることができる。

⑥については、全日制課程、定時制課程及び通信制課程の別を問わず、生徒が、在学中又は入学する前の合格科目に係る学修について、校長の判断により、当該高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を認定することができる。

また、⑦については、生徒が在学中又は入学する前に、別科において修得した科目に係る学修について、それを自校の科目の履修とみなして、単位の修得を認めるものである。

なお、⑧については、卒業に必要な単位数の 2 分の 1 以内が、技能連携による単位として認められるが、⑨についての上限は設けられていない。

これらの制度については、その趣旨を生かすため、各学校において取り入れられることが望ましい。

#### 問 21 就業体験(インターンシップ)の機会を確保する際の留意点は何か。

職業学科では、従来から各教科における「課題研究」や各科目の実習の一部として、産業現場等における実習(現場実習)が行われてきている。現場実習は実際的な知識や技術・技能に触れることが可能になるとともに、生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択の能力や職業意識の育成が図られるなど、高い教育効果を有するものである。

これらの実践等を踏まえ、平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申において、社会人・職業人として自立していくためには、生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実することが重要であり、その一環として高等学校での就業体験活動等を通じた体系的な指導を推進することが提言されている。また、職業に関する各教科の改善に当たっては、就業体験等、実社会や職業とのかわりを通じた、高い職業意識・職業観と規範意識、コミュニケーション能力等に根ざした実践力を高めることを一層重視し、例えば、職業の現場における長期間の実習を取り入れるなどにより、教育活動を充実すべきであると提言している。

これらのことから、第 5 款の 4 の (3) において、普通科を含めてどの学科においても就業体験の機会の確保について配慮すべきことを示している。

就業体験の実施形態は学校が主体になって行うものと、企業等が主体になって行うものとが考えられる。学校が主体となる場合は、「課題研究」や各科目の実習、あるいは総合的な学習の時間や特別活動の一環として取り組むほか、学校設定教科・科目を設けることも考えられる。また、企業等が主体となってプログラムを用意し、それに生徒が参加することも考えられるが、このような場合は、学校外の学修として適切な事前・事後の指導や増加単位の方法など各学校の内規を整備しておく必要がある。

なお、就業体験は教育活動の一環として行われるものであり、対価を得るもの、いわゆるアルバイトなどとは明確に区別されなければならないため、事前に体験先との意見交換を行い、趣旨やねらいなどについて理解を得ておくことが必要となる。加えて、就職・採用活動と結びつけられるべきものではないことや、安全の確保や事故防止等に十分留意する必要がある。

#### 問 22 学習の評価を行うに当たっての基本的な考え方は何か。

評価の機能は、各学年、各学校段階等の教育目標を実現するための教育の実践に役立つようにすること及び生徒のよさや可能性を評価し、豊かな自己実現に役立つようにすることにある。そのために、次の観点に留意する必要がある。

- ① 学力については、知識の量のみでとらえるのではなく、学習指導要領に示される基礎的・基本的な内容を確実に身に付けることはもちろん、自ら学び自ら考えるなどの「生きる力」が育まれているかどうかによってとらえる必要がある。
- ② 観点別学習状況の評価を基本とした現行の評価方法を発展させ、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）を一層重視するとともに生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを評価するため、個人内評価を工夫することが必要になる。  
評価の観点：「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」
- ③ 学校の教育活動は、計画、実践、評価という一連の活動が繰り返されながら、生徒のよりよい成長を目指した指導が展開されている。  
指導と評価は別物ではなく、評価の結果によって後の指導を改善し、さらに新しい指導の成果を再度評価するという、いわゆる指導と評価の一体化を図ることが重要である。また、生徒にとっての評価は、自らの学習状況に気付き、自分を見つめ直す契機となり、その後の学習や発達を促すという意義がある。  
なお、評価が生徒の学習の改善に生かされるようにするためには、学習の評価を日常的に、生徒や保護者に十分に説明し、共有していくことが大切であり、どのような観点や基準で評価を行うのか、どのような方法で評価を行うのかといった学校としての評価の考え方や方針を、教育活動の計画などとともにあらかじめ説明することも大切となる。
- ④ 評価に当たっては、教育活動の特質や評価の目的等に応じ、評価の方法、場面、時期などを工夫し、児童生徒の成長の状況を総合的に判断する必要がある。
- ⑤ 評価活動を充実したものにするためには、評価の方針、方法、体制などについて各学校で教員の共通理解を図り、一体となって取り組むことが不可欠である。

**問 23 高等学校において、「道徳教育の全体計画」を作成することを新たに規定したのはなぜか。**

今回の改訂は、教育基本法や学校教育法の改正を踏まえたものであり、道徳教育の充実は極めて重要な課題となっている。

高等学校の道徳教育は、人間としての在り方・生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うこととされているが、そのことを意識した指導が十分になされていないとの指摘がある。

すなわち、学校における道徳教育は、全教育活動が有機的に関連し合って進められなければならないが、その中軸となるのは、学校の設定する道徳教育の基本方針である。全体計画は、その基本方針を具体化する上で、学校として特に工夫し、留意すべきことは何か、各教育活動がどのような役割を分担するのか、家庭や地域社会との連携をどう図っていくのかなどについて総合的に示すものでなければならない。

このため、高等学校における道徳教育の充実を図る観点から、道徳教育の全体計画を作成することが今回の改訂において明記され、県教育委員会としては、計画書の提出を求めるものとする。